

# うるま市立平敷屋小学校 いじめ防止基本方針

平成25年1月31日 策定

平成29年4月 1日 改定

本校において、いじめ防止に係わる基本理念及び責務を明らかにし、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 本校のいじめ防止のための基本姿勢

- ◎いじめを醸成しない学年・学級経営の工夫，改善を図る。
- ◎いじめに関する情報は，特定の教職員に抱え込ませず，「組織」で情報共有し組織的に対応する。
- ◎いじめへの対応は，校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」[いじめ防止対策推進法第2条] なお、いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。

## 1 いじめの防止

いじめの心理や残酷さを理解し、いじめは本当はいけないことと、児童の発達段階に応じた計画的な指導が求められる。これは、学校の教育活動全体を通じて行うものとし、いじめ防止のための措置を下記の通りとする。

### ① いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア いじめについて共通理解する。（職員・児童）

- ・校内研修や職員会議で周知を図る
- ・全校集会や学級活動において日常的にいじめの問題に触れる。「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を醸成する。

### ② 児童一人一人の自己有用感を高め，自尊尊重を育む教育活動を推進する。

ア いじめに向かわない態度・能力の育成する。

イ いじめが生まれる背景と指導上の留意点を共通理解する。

ウ 児童自らがいじめについて学び，防止する授業を実践する。

## 2 早期発見

### ① いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。

ア 児童の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つ。

イ 休み時間，放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し，交友関係や悩みを把握するようにする。

ウ 個人面談や教育相談の機会を活用する。

エ 保健室では，入室する児童生徒の様子に目を配り，機会を捉え悩みを聞くようにする。

オ スマイルハートアンケート（月1回）は，生徒指導担当が実施し，いじめの早期発見を計画的に取り組む。

### ②いじめの早期解決のために，当該児童の安全を保証するとともに，学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして，解決にあたる。

## 3 いじめに対する措置

①情報を集める

②指導・支援体制を組む

③-A 子どもへの支援・指導を行う

③-B 保護者と連携する。

職員・保護者・地域のたすきをつなぐ

① 学級担任等・養護教諭

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見通報を受けた場合には、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合には、同時刻に個別に、聞き取りを行う。
- ・聞き取り、相談に当たっては、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

② 組織

正確な実態把握に基づき、児童支援部会（いじめ防止対策委員会）で指導・協働体制を組む。

- ・いじめられた児童やいじめた児童への対応
- ・当該保護者への対応
- ・教育委員会や関係機関との連携

※ 児童支援部会全体会（いじめ防止対策委員会）は、毎月職員会議終了後行う。

※ 重大事態が発生した場合、すみやかにうるま市教育委員会に連絡し、緊急第一報を報告する。  
状況に応じて速やかに全職員を召集し、必要に応じて PTA 会長、PTA 生活委員長、民生児童委員、平敷屋駐在、児童家庭課、関係機関も召集する。

重大事態

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、すみやかにうるま市教育委員会・所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③-A 子どもへの支援・指導

「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

いじめられた児童に対応する支援

いじめた児童に対応する指導

児童の安全を確保する。	自らの行為の責任を自覚させる。
徹底して児童を守り通すことを伝え、不安を除去する。	別室において指導する。
信頼できる人と連携し、寄り添うようにする。	児童の抱えるいじめの背景にも目を向ける。
自尊感情を高めるように、「あなたが悪いのではない」と伝える。	出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒の環境の確保を図る。
継続的なかかわりを維持していくようにする。	様々な不満やストレスがある場合の対処法や発散できる力を育む。

③-B 学校と家庭が連携協力して、事後支援の継続について話し合う。

いじめを見ていた児童に対して

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、行為を止める行動を取ることや、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・同調してしまった児童には、いじめに加担する行為であることを理解させていくようにする。